

# 第6章 公共交通のネットワーク

## 1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割

多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要があるとされています。（都市計画運用指針）

このため、本市では、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を本計画に記載することとします。

## 2 基本的な考え方

本市では、公共交通ネットワークに関する詳細な事項について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定される「小牧市地域公共交通網形成計画（平成29年度策定予定）」において検討を行います。

なお、小牧市地域公共交通網形成計画の検討にあたっては、以下の方針を踏まえ行うこととします。

## 3 公共交通軸の方針

公共交通軸となる本市の中心を縦断する名鉄小牧線など市民生活を営む上で利便性の高い鉄道路線については、利便性向上に努め、需要を創出しつつ、公共交通軸としての機能強化を図ります。

また、東西交通軸の基幹バスについては、高い運行頻度や速達性・定時性の確保、高い品質のサービス水準の確保を図ります。

## 4 公共交通ネットワークの方針

中心拠点と地域拠点等の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークについては、あわせて地域拠点を中心とした公共交通ネットワーク形成を図ることが必要です。そのため、地域拠点から中心拠点、地域から各拠点へのアクセス利便性の確保に留意するとともに、交通結節点では乗り継ぎ機能の強化を検討します。